

池田町空き家再生等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町補助金等交付規則（平成2年規則第34号。以下、「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日国住市第350号）に規定する空き家対策総合支援事業に基づき、空き家等の改修工事等に要する費用の一部を補助することにより、空き家等を地域の交流拠点等として有効活用することで、地域課題の解決や地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 池田町固定資産税台帳に登録されている交付申請時において現に居住者又は利用者がおらず、今後も居住の用途に供さる見込みのない空き家又は従来の用途に供される見込みのない空き建築物。
- (2) 改修工事等 空き家等の取得（用地の取得を除く。）、増築工事、改修工事をいう。

(補助対象となる空き家等)

第4条 補助の対象となる空き家等（以下、「補助対象物件」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 池田町に存すること。
- (2) この要綱に基づく補助金の対象工事等と同一の箇所に対して、国又は地方公共団体の他の制度による補助金の交付を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。ただし、他の制度の要件に抵触せず、町長が特に認めるときは、この限りではない。

(補助の対象とする事業)

第5条 補助の対象とする事業（以下、「補助対象事業」という。）は、地域の課題解決や地域の活性化を目的に対象となる空き家等を改修して、次の用途に活用する事業とする。

- (1) 宿泊施設
 - (2) 子育て支援施設
 - (3) 交流施設
 - (4) 体験学習施設
 - (5) 創作活動施設
 - (6) 文化施設
 - (7) 滞在体験型施設など観光振興や定住促進に資する施設
 - (8) 前7号に掲げる用途のほか、補助金の交付をすることが適当であると町長が認める用途
- 2 前項の規定に係らず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動、公益に害する恐れ又は公序良俗に反する恐れのある活動の用途に活用するものではあってはならない。
- 3 第1項の場合において、補助対象物件は現行の耐震基準に適合するもの又は当該補助による改修工事等で現行の耐震基準に適合するものでなければならない。

(補助要件)

第6条 補助対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) この補助金の交付対象となる者が、補助対象物件が存する町内会等または、町内に活動拠点を

有する法人や団体、個人であること。

(2) 補助対象事業の実施後、改修後の建物については10年以上継続的に活用するものであること。

(3) 補助対象事業を実施することについて、補助対象物件が存する町内会等に事前に説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としてすることができない。

(1) 市区町村税の滞納その他、町に対する債務の不履行がある者

(2) 建築基準法、都市計画法、その他本町のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告等に従っていない者で、当該指導又は勧告等に従わないことにつき正当な理由がないと町長が認める者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

(5) 前4号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不相当であると町長が認める者

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費は、補助対象事業を実施するために当該年度内に行う空き家等の改修工事等に要する経費

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、改修工事等に要した額に3分の2を乗じた額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、1,000万円を上限とし予算の範囲内の額とする。

(事前審査要望書の提出)

第9条 補助金の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）は、当該年度の4月1日から5月20日（以下「受付期間」という。）までに池田町空き家再生等推進事業補助金事前審査要望書（別記様式第1号。以下「事前審査要望書」という。）を担当課長へ提出しなければならない。ただし、当該受付期間において交付申請書の提出がなかった場合は、町長は別に受付期間を定めることができる。

(事前審査の添付書類)

第10条 前条に規定する、事前審査要望書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 法人・団体概要書（補助申請者が個人である場合を除く）（別記様式第3号）

(3) 収支予算書（別記様式第4号）

(4) 誓約書（別記様式第5号）

(5) 建物及び土地の不動産登記全部事項証明書（法務局で取得した原本）

(6) 位置図、平面図

(7) 施工前写真

(8) 工事見積書（補助対象経費が明確に分かるもの）

(9) 構造耐力上安全であることを示す書類（取得段階で耐震基準を満たしている場合）

(10) 市区町村税を滞納していないことが確認できる書類（池田町外に納税義務がある場合）

(11) その他町長が必要と認める書類

(事前審査)

第11条 担当課長は、池田町補助金等審査委員会設置要綱(平成16年制定)に規定する池田町補助金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)に対し、補助金の適否について審議を求めるものとする。

2 審査委員会は、補助金の適否について別に定める基準に基づき審議し、審議結果を町長に報告するものとする。

3 審査委員会は、必要に応じて申請者に直接事業内容の説明を求めることができるものとし、交付申請者はこれに応じなければならないものとする。

4 町長は、審査委員会より報告を受けた審議結果により、補助金交付の内示又は不採択を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、必要に応じ内示には、交付条件を付することができるものとする。

5 町長は、補助金の内示決定にあたり要綱第8条の予算の範囲を超える申請があった場合、次の各号により優先順位を決めることができる。

(1) 受付期間に示された地域の課題解決の優先度。

(2) 有識者等に意見を求める。

(3) 別に選定委員会を設置する。

6 内示の通知を受けた申請者は、交付規則第6条に従い、交付申請書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付申請等)

第12条 補助金の交付申請及び決定については、交付規則による。

2 事業の着手については、交付規則第7条の規定に定める交付決定後でなければならない。

(事業計画の変更等)

第13条 規則第12条第1項の規定により、事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、池田町空き家再生等推進事業計画変更(中止)承認申請書(別記様式第6号)により申請するものとする。

2 規則第12条第3項に規定する通知は、池田町空き家再生等推進事業補助金変更(中止)承認通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第14条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付規則第14条に定める実績報告書に次の関係書類を添えて、当該交付決定を受けた年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第8号)

(2) 収支決算書(別記様式第9号)

(3) 建物の購入に関する書類の写し(建物を取得した場合)

(4) 領収書の写し

(5) 施工後写真

(6) 構造耐力上安全であることを示す書類(改修工事等を行なった場合)

(7) 補助対象物件が存する町内会等に説明を行ったことを示す書類

(8) その他町長が必要と認める書類

(地位の承継)

第15条 補助事業者が、管理期間中であつて、次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書(別記様式第10号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人

(2) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

(状況報告・広報への協力)

第16条 補助事業者は、当該改修工事等完了後、工事を実施した空き家等の管理状況及び活用状況等について、町長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ホームページへの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

(事業期間)

第17条 事業期間は令和元年度から令和3年度までとする。

(細則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

審査基準

項目	審査のポイント
必要性	事業内容は、地域の課題やニーズに応じたものであり、当事者の実施が地域によって必要なものか。
公益性	事業内容は、営利を目的とするものでないか。また、対象者が限定されず、多世代の地域住民が参加することができるなど、不特定多数の住民の利益増進に寄与するものか。
事業効果	事業内容は、地域課題の解決や地域コミュニティの再生・活性化など事業の目的を達成することが期待できるものか。また、事業経費に見合った効果が期待できるか。
継続性	事業計画及び資金計画等は、10年以上の継続的な事業の実施が可能と見込まれるものか。
独自性・波及効果	事業内容は、新しいアイデアや地域特性に応じた独自の視点・工夫を盛り込んだものか。また先進事例として、他の地域にとって参考になるものか。